

福井県主要農作物の品種の開発および種子の生産に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福井県主要農作物の品種の開発および種子の生産に関する条例（平成三十一年福井県条例第六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定種子生産ほ場等の指定)

第二条 条例第七条第二項（条例第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、様式第一号によりするものとする。

2 知事は、条例第六条第二項または条例第七条第一項の規定による指定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(審査の申請)

第三条 条例第八条第二項（条例第六条第三項および第八条第八項（条例第六条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による申請は、様式第二号によりするものとする。

(身分証明書)

第四条 条例第八条第四項（条例第六条第三項および第八条第八項（条例第六条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、様式第三号によるものとする。

(審査の基準および方法)

第五条 条例第八条第五項（条例第六条第三項において準用する場合を含む。）に規定するほ場審査の基準および方法は、別表第一のとおりとする。

2 条例第八条第八項（条例第六条第三項において準用する場合を含む。）において準用する条例第八条第五項に規定する生産物審査の基準および方法は、別表第二のとおりとする。

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表第一（第五条関係）

一 ほ場審査の基準

審 査 項 目	要 件
変種、異品種および異種類の農作物	含まないこと。
雑草	知事が定める要件を満たすこと。
種子伝染性の病虫害	知事が定める種子伝染性の病虫害を含まないこと。
その他の病虫害および気象被害	知事が定める要件を満たすこと。
農作物の生産状況	ほ場全体が健全なこと。

備考 変種は、審査対象品種のうち変異を生じている個体をいう。ただし、当該変異が当該農作物の生産上、特に支障のないものとして知事が認めたものを除く。

二 ほ場審査の方法

- 1 変種、異品種および異種類の農作物の審査は、全株審査の方法によるものとする。ただし、知事が認めるときは、抽出審査をもって代えることができる。
- 2 その他の項目の審査は、ほ場の周囲または中から農作物の外観その他ほ場全体の状況を観察する方法により行うものとする。

別表第二（第五条関係）

一 生産物審査の基準

審査項目	要件
発芽率	稲にあつては九十パーセント、大麦、はだか麦、小麦および大豆にあつては八十パーセント以上であること。
異品種粒および異種穀粒	含まないこと。
雑草種子	知事が定める要件を満たすこと。
種子伝染性の病虫害粒	含まないこと。
その他の病虫害粒	知事が定める要件を満たすこと。

二 生産物審査の方法

- 1 審査は、全ての包装を対象に行うものとする。ただし、荷口の作製方法、審査場所の状況等を勘案して抽出した包装を対象に行うことを妨げない。
- 2 発芽率、異品種粒、異種穀粒、雑草種子および病虫害粒の測定は、知事が別に定める方法により行うものとする。

様式第1号（第2条関係）

指定種子生産ほ場
指定原種ほ場 指定申請書
指定原原種ほ場

年 月 日

福井県知事 様

住所
氏名 印
(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)

指定種子生産ほ場
下記のとおり 指定原種ほ場 の指定を受けたいので、福井県主要農作物の品種の開発
指定原原種ほ場

および種子の生産に関する条例 第7条第2項 の規定に
第6条第3項において準用する第7条第2項
より申請します。

記

番号	ほ場の所在地	ほ場の面積(a)	種子(原種、原原種)の種類名	品種名

備考

- ほ場の面積は、実測面積を記入すること。
- 種子（原種、原原種）の種類名は、水稻うるち、水稻もち、大麦、はだか麦、小麦または大豆のいずれかを記入すること。
- 品種名は、コシヒカリ、ファイバースノウ等を記入すること。
- 次の要件を満たす図面を添付すること。
 - ほ場の位置を明らかにすること。
 - ほ場に表中の番号を記入すること。
 - ほ場を生産しようとする種子（原種、原原種）の種類ごとに色分けすること。
 - 縮尺は、1/5000 であること。
- 記入欄が不足する場合には、別紙に記入して添付すること。

ほ場審査
生産物審査 申請書

年 月 日

福井県知事 様

住所

氏名

印

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）

下記のとおり ほ場審査 生産物審査 を受けたいので、福井県主要農作物の品種の開発および種子の

生産に関する条例 第8条第2項
第6条第3項において準用する第8条第2項
第8条第8項において準用する同条第2項
第6条第3項において準用する第8条第8項において準用する同条第2項

の規定により申請します。

記

番号	ほ場の所在地	ほ場の面積(a)	種子(原種、原原種)の種類名	品種名

備考

- 1 ほ場の面積は、実測面積を記入すること。
- 2 種子（原種、原原種）の種類名は、水稻うるち、水稻もち、大麦、はだか麦、小麦または大豆のいずれかを記入すること。
- 3 品種名は、コシヒカリ、ファイバースノウ等を記入すること。
- 4 次の要件を満たす図面を添付すること。
 - (1) ほ場の位置を明らかにすること。
 - (2) ほ場に表中の番号を記入すること。
 - (3) ほ場を生産しようとする種子（原種、原原種）の種類ごとに色分けすること。
 - (4) 縮尺は、1/5000 であること。
- 5 記入欄が不足する場合には、別紙に記入して添付すること。

様式第3号（第4条関係）

（用紙の大きさは、縦8センチメートル、横11センチメートルとする。）

（表）

第 号
身分証明書
職名 氏名
上記の者は、福井県主要農作物の品種の開発および種子の生産に関する条例第8条第4項（第6条第3項および第8条第8項（第6条第3項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による審査を行う職員であることを証明する。
年 月 日
福井県知事 印

（裏）

<p>福井県主要農作物の品種の開発および種子の生産に関する条例（抜粋） （原種および原原種の生産）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次条第2項の規定は前項の規定による指定について、第8条の規定は同項の指定原種ほ場または指定原原種ほ場における原種等の生産について準用する。 （指定種子生産ほ場の審査等）</p> <p>第8条 指定種子生産ほ場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、その経営する指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等についての審査（以下「ほ場審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 ほ場審査を受けようとする指定種子生産者は、規則で定めるところにより、知事に申請をしなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の申請があったときは、当該職員にほ場審査をさせなければならない。</p> <p>4 前項の規定によりほ場審査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 ほ場審査の基準および方法は、規則で定める。</p> <p>6 知事は、ほ場審査の結果、前項の基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、その旨を通知する。</p> <p>7 指定種子生産者は、前項の規定による通知に係る指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、その発芽の良否、不良な種子および異物の混入状況等についての審査（以下「生産物審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>8 第2項から第5項までの規定は、生産物審査について準用する。</p> <p>9（略）</p>
